

■住所の表示について

- 問： 住居番号決定通知書の実施後の住所に旧住所では書かれていたマンション名の記載がありませんが、どうすればよいですか。
- 答： 一定規模以上のマンションにつきましては、新住所ではマンション名を省略させていただいており、そちらが正式な住所となります。なお、郵便物等の送付先としてマンション名まで記載しても、届かなくなるということはありません。
- 問： 手続きのしおりの3ページの無料ハガキの記載例ではマンション名が書いてありますが、決定通知書には部屋番号まででマンション名は記載されていませんでした。
統一感を持たせたいのですが、どちらで記載すればよいですか。
- 答： 一定規模以上のマンションにお住まいの方に関しましては、新住所ではマンション名を省いた住所としております。決定通知書に書かれていた新住所が正式な住所の表記になりますので、そちらでハガキにご記載ください。

■本籍について

- 問： 小川に本籍がありますが、違う場所に住んでいる家族がいます。
免許証の本籍変更の手続きは必要ですか。
また、通知などは届きますか。
- 答： 免許証の本籍の変更のお手続きは必要になります。本籍については、「本籍変更のお知らせ」が戸籍の筆頭者に対して実施後2、3週間程度で送付されますので、届き次第、お手続きをお願い致します。なお、お知らせは戸籍の筆頭者の方に対して送付されますので、戸籍を分けていない場合は、別途届くことはないご注意ください。
- 問： 本籍を、希望すれば新住所に合わせた街区符号までの表示にできる
ということですが、本籍を街区符号までの表示で手続きしたい場合は、
別途証明書が必要になりますか。
- 答： 実施後に送付されます「本籍変更のお知らせ」には、街区符号までは記載されておりませんが、街区符号までの本籍でお手続きされたい場合は、転籍のお手続き後、別途戸籍謄本等を取付いただき、お手続きをお願い致します。
- 問： 本籍を新住所と合わせて街区符号までの表示にしたい場合、町田市外
に住んでいる家族の分を、代理で行うことは可能ですか。不可能の場合、
交通費はどうなりますか。
- 答： 代理で変更可能かについては、お手数ですが問合せ先である市役所市民課までお問い合わせください。
- 問： 「本籍の変更のお知らせ」が実施後2週間程度で届く予定ということ
ですが、実施日以降に転籍届を出したらどうなるのか。
- 答： こちらからお送りするものは町名部分のみが変更されたものになりますので、転籍後の本籍で書類が必要な場合は、戸籍謄本等を改めて取っていただく必要があります。
- 問： 免許の更新の期限があと2週間程しかありません。その場合どう
すればよいですか。
早めに本籍の変更の書類が必要な場合はどうすればよいですか。
- 答： 19日以降でしたら市民課、各市民センター、各駅前連絡所及び木曾山崎連絡所で新しい本籍での証明書を発行することは可能ですが、実施日以前に免許の書き換えが必要ということですので、本籍の変更等のお手続きはお手数ですが改めて住居表示実施後をお願いいたします。
- 問： 本籍が自動的に変更になるというのは、転籍としてみなされるのか。
戸籍の履歴として、今回の住居表示の記録も数に含まれるのか。
- 答： 今回は本籍の記載の変更となりますので、転籍の扱いにはなりません。戸籍の記載の履歴として残るかということについては、市民課にお手数ですがお問合せください。

■自動車関係について

問： 運転免許証の住所変更や、車検証の住所変更の手続きはいつまでに行えばよいですか。手続きをしなかった場合、罰則はありますか。

答： 運転免許証のお手続きに関しましては、本籍の変更も必要な方は、住居表示実施後に送付されます「本籍変更のお知らせ」が届き次第、2、3か月を目途にお手続きください。
罰則については、警察署のほうで電話で確認した際には、変更をしなかったからといって、すぐに罰則を適用することはないと確認致しております。
車検証の住所の変更に関しては、車検の更新や売買と合わせて行うことをおすすめしています。

■住居番号決定通知書について

問： 住居番号決定通知書は永年有効ですか。有効期限はありますか。

答： 決定通知書に有効期限はございません。

問： 住居番号決定通知書は持って行って見せるだけでいいですか。回収されてしまうのですか。

答： 市で確認した八千代銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、横浜銀行、及びゆうちょ銀行に関しては、お手続きの際に通知書を回収しないことを確認致しました。
免許証のお手続きの際には通知書は警察署のほうで回収されるということです。その他のお手続きに関しては、お手数ですがご確認ください。

問： 送られてきた住居番号決定通知書には家族全員の分の名前が記載されていましたが、全員の名前が必要ない手続きもあると思います。個人名だけのものはないのですか。

答： 送付させていただいた住居番号決定通知書には世帯の方全員の名前を記載させていただきましたが、7月19日以降に発行する証明書については個人名となります。
証明書は住民票のある方は、市役所市民課または各市民センター、各駅前連絡所、木曾山崎連絡所にて発行いたします。

問： 通知書に郵便番号の記載がありませんが、必要ないのですか。

答： 決定通知書は住所の証明になります。郵便番号の変更については、市が通知書で証明することではございませんので、記載しておりません。また、郵便番号については日本郵便が設定しているものなので、基本的に証明書が必要な手続きはありません。

■手続きについて

問： 都立高校の住所変更の手続きは必要ですか。

答： **お手続きは必要になります。詳細はお手数ですが各学校にお問い合わせください。**

問： 今まで住居表示が実施された地域で、手続きでこれが困った等の住民からの事例があれば教えてください。

答： **警察署と法務局に実施直後に手続きに行った際に、2時間以上待ったという報告をいただいたことがあります。その他は特にございません。**

問： 代表者が一括して家族の分の手続きを行うことは可能ですか。

答： **お手続きの種類によって変わりますが、市のほうで確認したものは免許証ですと、住民票などで家族だということを確認できれば、代表者の方がまとめてお手続きすることが可能ということです。マイナンバーのお手続きについては、住居番号決定通知書に記載のある同世帯の方の分でしたらお手続きが可能です。その他のお手続きに関してはお手数ですが、お手続き先にご確認ください。**

■郵便物について

問： 通信販売、郵便物、宅配便など、いつまで届きますか。

答： **郵便局に確認したところ2、3年は問題なく届くということです。郵便物は新旧の住所のデータが郵便局にも残っていますが、新住所が普及して職員が住所変更が行われたことを知らない、届かない可能性もあると聞いております。宅配便等に関しては、各企業努力で対応していただいております。**

問： 旧住所の郵便番号で、住所が新住所の場合は届きますか。

答： **郵便局に確認したところ、すべて確実にとは言い切れませんが、調べてお届けするとのこと。**

■無料ハガキについて

問： ハガキの使用期限はありますか。

答： **ハガキの有効期限はございませんが、なるべくお早めにご友人などに新住所をお伝えください。**

問： 無料ハガキが余った場合、破棄してよいのですか。郵便局に送れば再利用してもらえますか。

答： **余ったはがきは破棄していただいても、郵便局に送り返していただいても問題ありません。**

■登記について

問： 登記の手続きに期限はなく、売買や相続が起こるまでということですが、相続人が手続きを行っても問題ないですか。

答： **お手続きは相続人の方でも、被相続人の方でも問題ありません。**